

四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱

令和6年3月29日

告示第64号

(目的)

第1条 この告示は、四国中央市が発足から20周年を迎えたことを記念して実施する事業(以下「記念事業」という。)に冠する名称(以下「冠称」という。)の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(冠称)

第2条 冠称は、四国中央市発足20周年記念事業とする。

(対象事業)

第3条 冠称の使用の対象となる事業は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が適当と認める事業は、この限りでない。

- (1) 四国中央市が主催する事業
- (2) 四国中央市又は四国中央市教育委員会の共催、後援若しくは協賛を受けている若しくは受ける予定の事業
- (3) 四国中央市発足20周年を広く宣伝する事業
- (4) 広く市民が参加し、又は鑑賞することができる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、冠称の使用の対象としない。

- (1) 四国中央市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある事業
- (2) 冠称を独占的に使用する、又は使用するおそれのある事業
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある事業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに類似する業を営んでいる者が関与する事業
- (5) 四国中央市暴力団排除条例(平成23年四国中央市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者が関与する事業
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる事業
- (8) 冠称の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある事業
- (9) 冠称の一部を切り取って使用する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める事業

(使用の承認申請)

第4条 冠称を使用しようとする者(前条第1項第1号の事業を実施する者を除く。以下「申請者」という。)は、あらかじめ、使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前条第1項第1号に該当する事業を行う場合は、第1号から第4号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 団体調査票(様式第2号)

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業の内容が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（使用承認決定通知等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、冠称の使用を承認することが適当と認めるときは必要な条件を付して使用承認決定通知書（様式第4号）により、承認することが不適当と認めるときは使用不承認決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（使用の変更承認申請）

第6条 前条の規定による使用承認の通知を受けた者（以下「承認者」という。）は、使用承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。

2 前項の承認については、前条の例により承認者に通知するものとする。

（使用の中止の届出）

第7条 承認者は、承認事業を中止しようとするときは、あらかじめ使用中止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（使用報告）

第8条 承認者は、承認事業を完了したときは、速やかに、実施報告書（様式第8号）に収支決算書（様式第9号）を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第3条第1項第1号に該当する事業を行う者は、収支決算書（様式第9号）の提出を省略することができる。

（使用承認の取消し）

第9条 市長は、承認者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な申請により承認を受けたとき。
- (2) 四国中央市又は四国中央市教育委員会の共催、後援若しくは協賛が取り消されたとき。
- (3) 第5条の条件に違反したとき。
- (4) この告示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

（遵守事項）

第10条 承認者は、冠称の使用に係る権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（市の免責）

第11条 市長は、冠称の使用承認、取消しその他の行為により承認者又は第三者に生じた損害について、その責めを負わない。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に行われた承認事業に係る第8条から第11条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

使用承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所
名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

次のとおり冠称の使用承認を受けたいので、四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱第4条の規定により申請します。

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
開催場所	
事業の趣旨及び目的	
使用する冠称	四国中央市発足20周年記念事業

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 団体調査票（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業の内容が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

団体調査票

年 月 日現在

団体名					
設立年月日					
事務所	住所		電話番号		
代表者	氏名 住所		電話番号		
団体の活動目的					
規約又は会則	有 ・ 無				
全国・県及び他の組織との関連					
役員構成	役職名	氏 名	年 齢	職 業	住 所
会員数	人				
現在までの主な活動状況又は事業実施状況					

注 規約又は会則がある場合は、その写しを添付すること。

収支予算書

(単位：円)

	科 目	予 算 額	明 細
収 入			
		計	円
支 出			
		計	円

収支残額の使途 (詳細に記入してください。)

使用承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった冠称の使用については、次のとおり承認することと決定したので、四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
開催場所	
使用する冠称	四国中央市発足20周年記念事業
使用の条件	
備考	

様式第5号（第5条関係）

使用不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった冠称の使用については、次のとおり承認しないことと決定したので、四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

事業の名称	
不承認の理由	
備考	

使用変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所
名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

年 月 日付け第 号により承認を受けた冠称の使用について、次のとおり変更したいので四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱第6条の規定により申請します。

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
開催場所	
事業の趣旨及び目的	
使用する冠称	四国中央市発足20周年記念事業

様式第7号（第7条関係）

使用中止届出書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

年 月 日付け第 号により承認を受けた冠称の使用について、次のとおり中止したいので四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

事業の名称	
中止の理由	
備考	

実施報告書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所
名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

年 月 日付け第 号により承認を受けた冠称の使用について、四国中央市発足20周年記念に係る冠称の使用に関する要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
開催場所	
事業の趣旨及び目的	
使用する冠称	四国中央市発足20周年記念事業

備考 収支決算書（様式第9号）を添付すること。

収支決算書

（単位：円）

	科 目	決算額	明細
収 入			
		計	円
支 出			
		計	円

収支残額の使途（詳細に記入してください）
